平成２８年（フ）第６４５号
名古屋市港区善進本町263番地　シティーガーデン善進本町205号
債務者　大石沙也可（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５７号
愛知県尾張旭市北山町北新田10番地
債務者　安藤　昭三
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５号
神奈川県横須賀市大津町２丁目10番27―２号
債務者　山口　達也
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１２０号
神奈川県南足柄市向田622番地１　市営向田住宅327号室
債務者　開田由美子（旧姓辻浜）
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１３３号
神奈川県南足柄市沼田279番地１　リヴィエール宮前203、前住所神奈川県小田原市久野852番地の10　カインド不二303
債務者　藤澤　裕一
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４４号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷1887番地の４コーポ井伊谷201号
債務者　山田　祐惠
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
静岡県浜松市中区曳馬３丁目６番７号　レジデンス曳馬Ⅱ305
債務者　横田　智生
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
静岡県浜松市東区笠井新田町363番地１
債務者　鈴木　幸一
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
岡山市北区春日町５番27号205
債務者　大森　信義
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０号
岡山県備前市吉永町福満824番地
債務者　山村　貴之
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３号
岡山市北区奥田南町２番18号アネックス遠藤Ｂ棟１Ｆ101号
債務者　北川　義仁
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７号
大分県宇佐市大字四日市3522番地の16
債務者　田邉　孝志
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後２時20分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６２８号
東京都板橋区大山金井町48―11　恵荘３号室
債務者　倉科　英雄
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６６１号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡10―509
債務者　青木久美子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７３２号
東京都世田谷区八幡山３丁目29―10―203
債務者　池上　　稔
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部